

東駿河湾広域都市計画地区計画の決定（沼津市決定）

東駿河湾広域都市計画地区計画を次のように決定する。

名 称	足高地区計画				
位 置	沼津市足高字尾上の一部				
面 積	約 13.7ha				
地 区 計 画 標 目	<p>本地区は、本市北西部地区の愛鷹山南麓に位置し、東名高速道路及び新東名高速道路に近接するとともに、東名高速道路愛鷹スマートICから約1kmの距離に位置するなど、広域交通網へのアクセス性が高く産業的土地利用に適した地区である。</p> <p>これら本地区の特徴を活かし、本市の活性化に寄与する製造業などを誘致するとともに、周辺の住環境や自然環境と調和のとれた工業団地の形成を目標とする。</p>				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利 用 方 針	東名高速道路等へのアクセス性に優れる本地区のポテンシャルを活かし、工業地区として適正な土地利用を誘導するとともに、周辺環境と調和のとれた良好な都市環境を有する工業団地の形成を図る。			
	地 区 施 設 の 整 備 方 針	良好な工業地区としての機能を有するとともに、緑豊かで魅力的な工業団地を形成するため、道路、広場、緑地、調整池等を地区施設に定め、その機能保全を図る。			
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	周辺環境への影響を考慮した良好な工業団地を形成するとともに、敷地の細分化による環境の悪化を防止するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。			
	そ の 他 当 該 区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 に 関 する 方 針	敷地内の空地等については、植栽等による緑化を図り、良好な環境の維持管理に努める。			
地 区 整 備 計 画	地 区 施 設 の 配 置 及 び 規 模	施 設 名	幅 員	延長又は面積	
		道 路	区画道路1号	幅員9m	延長 約268m
			区画道路2号	幅員9m	延長 約275m
			区画道路3号	幅員9m	延長 約256m
			区画道路4号	幅員6m	延長 約136m
		広 場	広 場		面積 約0.15ha
		緑 地	1号緑地		面積 約3.44ha
			2号緑地		面積 約0.70ha
			3号緑地		面積 約0.43ha
		そ の 他 の 公 共 空 地 (調 整 池)			面積 約0.25ha

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 物品販売業を営む店舗又は飲食店 5 図書館、博物館その他これらに類するもの 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 カラオケボックスその他これに類するもの 9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 10 公衆浴場 11 診療所 12 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 13 自動車教習所 14 畜舎 15 次に掲げる事業を営む工場 (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造 (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造 (3) 肥料の製造 (4) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造 (5) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (6) アスファルトの精製 (7) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 (8) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造 (9) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造 (10) 石綿を含有する製品の製造又は粉砕 (11) レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwをこえる原動機を使用するもの (12) メッキ
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から2m、隣地境界線から1m以上離さなければならない。
		建築物等の高さの最高限度	25m
		建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物等の形態又は意匠は、沼津市景観計画の定めるところによる。 (2) 屋外広告物を設置する場合は、沼津市屋外広告物条例（平成25年沼津市条例第32号）の定めるところによる。
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区において、周辺環境と調和した良好な工業団地を形成するため、用途地域を変更することに併せて、本案のとおり地区計画を決定する。

東駿河湾広域都市計画

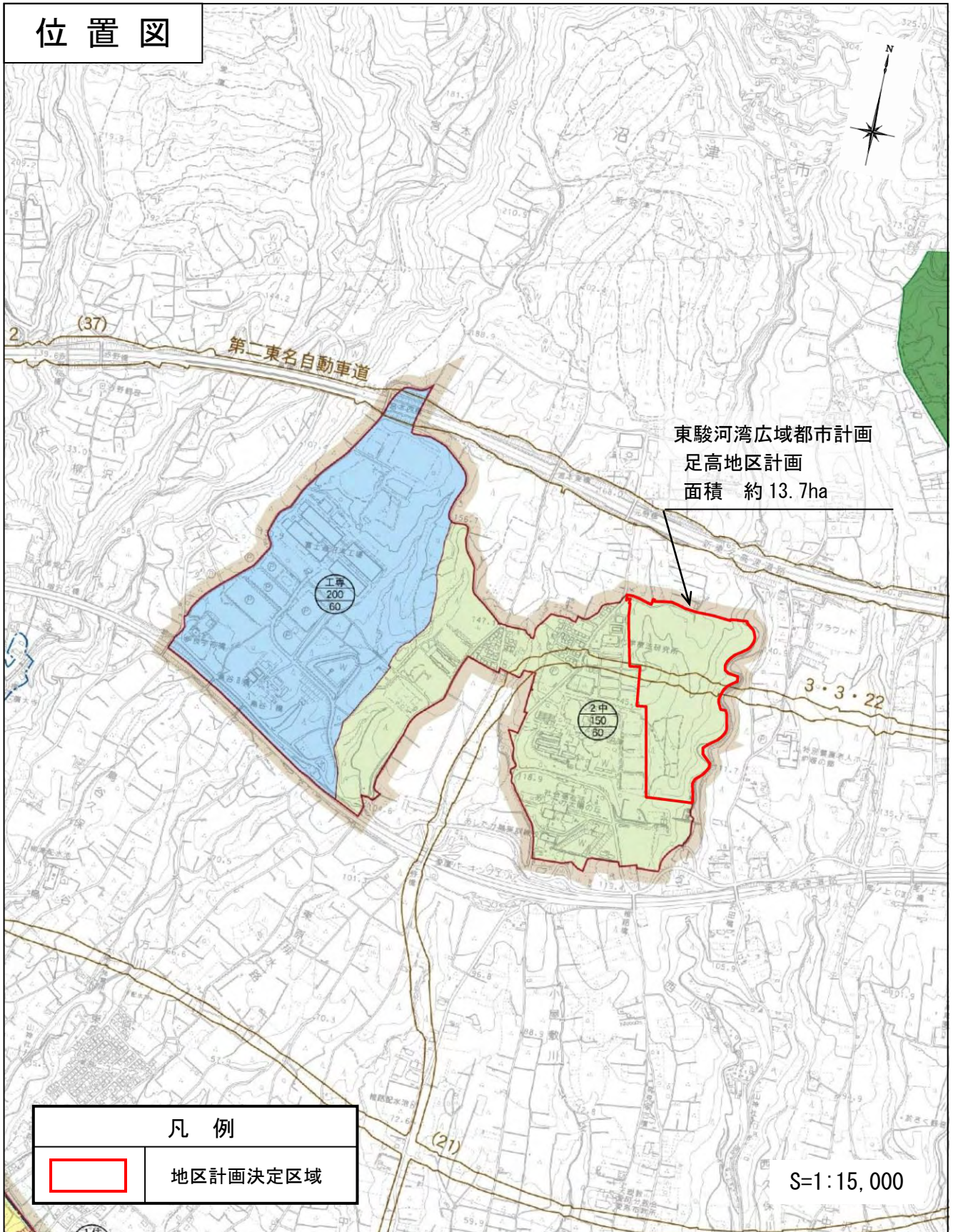
地区計画の決定

足高地区計画（沼津市決定）

第 号議案附図

No. 1

位置図



東駿河湾広域都市計画

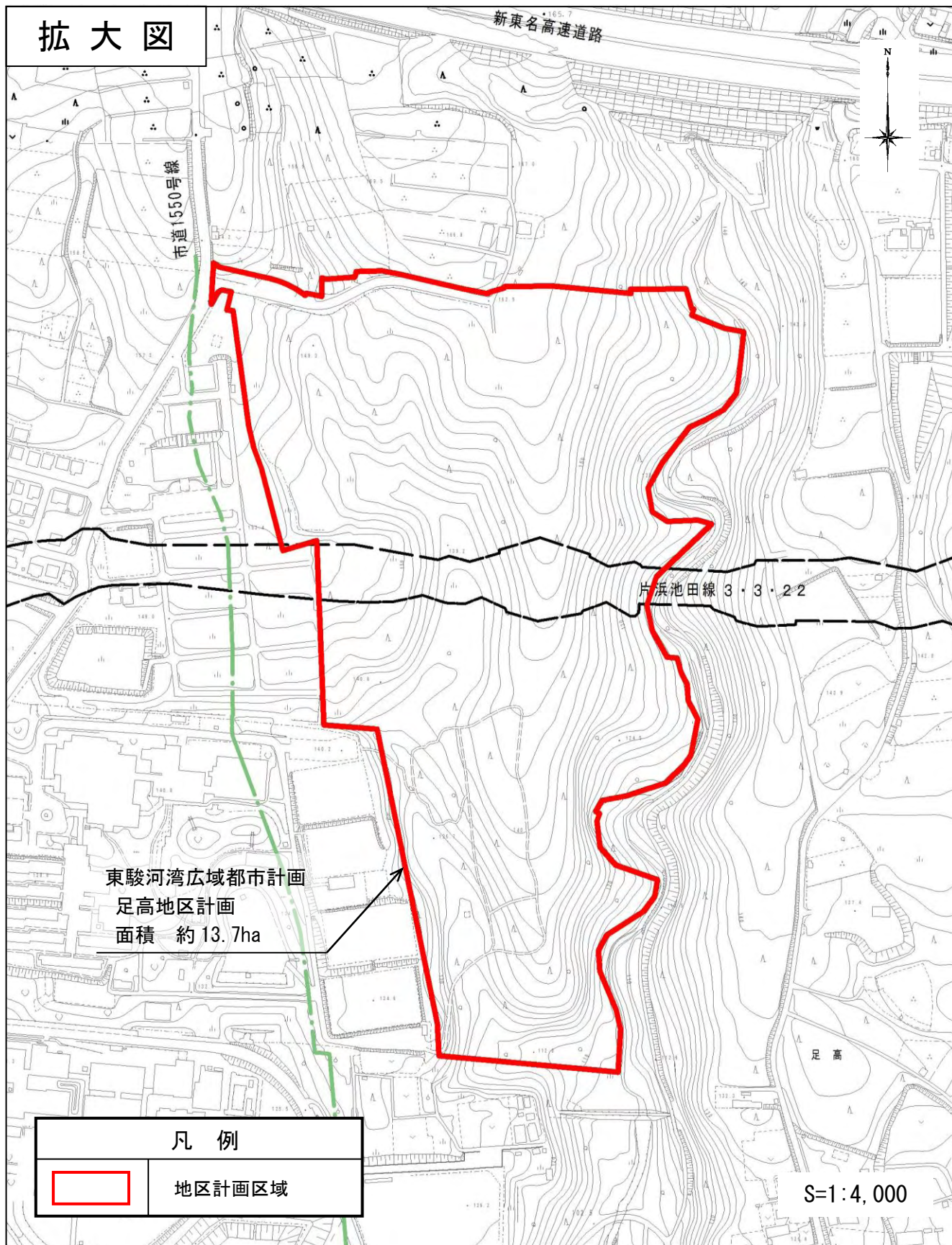
地区計画の決定

足高地区計画（沼津市決定）

第 号議案附図

No. 2

拡大図



東駿河湾広域都市計画

地区計画の決定

足高地区計画（沼津市決定）

第 号議案附図

No. 3

拡大図（地区施設の配置図）

